

## 公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 29 年 7 月 24 日（月）午前 11 時 05 分～午前 11 時 58 分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、  
4 番 浅岡 保夫、 5 番 長谷川広昌、 6 番 黒川 美克、  
8 番 幸前 信雄、 10 番 杉浦 敏和、 11 番 神谷 直子、  
12 番 内藤とし子、 13 番 北川 広人、 14 番 鈴木 勝彦、  
15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子  
オブザーバー （議長）杉浦 辰夫、（副議長）柴田 耕一

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
総務部長、行政 G L、行政 G 主幹、  
こども未来部長、文化スポーツ G L、  
学校経営 G L、学校経営 G 主幹

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

### 6. 付議事項

1 報告及び連絡事項

(1) 勤労青少年ホーム跡地活用事業 募集要項案等について

2 協議事項

3 審査事項

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより、公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 報告及び連絡事項

(1) 勤労青少年ホーム跡地活用事業 募集要項案等について

委員長 当局より説明を願います。

説（こども未来部） それでは、勤労青少年ホーム跡地活用事業 募集要項案等につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、資料の御確認をお願いしたいと思います。まず、資料1が「実施方針に対する質問及び回答」、資料2が「募集要項(案)」、資料3が「様式集(案)」、資料4が「審査基準書(案)」でございます。

それでは、まず資料1「実施方針に対する質問及び回答」をお願いいたします。こちらにつきましては、5月15日から26日まで、実施方針に関する質問を受け付けましたところ、1者、5件の質問がございました。本委員会終了後、公表する予定となっております。

次に、資料2「募集要項(案)」をお願いいたします。本資料は、5月15日の本特別委員会で御説明いたしました「実施方針」の内容と重複する部分については割愛させていただき、それ以外の主なポイントについて御説明をさせていただきます。

それではまず、1ページのほうをお願いいたします。「1. 募集要項の位置づけ」でございますが、本募集要項は、勤労青少年ホーム跡地活用事業の実施に当たり、民間事業者を公募型プロポーザル方式で選定することを目的に公表するものであり、募集要項、審査基準書、様式集は一体のものとし、募集要項等と実施方針に相違がある場合は、募集要項等の内容を優先することとしております。

3ページをお願いいたします。「(4) 事業スケジュール」の「供用期間」についてでございますが、こちらのほうは、実施方針では20年間としておりましたが、施設改修やあるいはコスト回収面等を総合的に勘案いたしまして、30年といたしております。ただし、市は事業の再契約について協議することができる、としております。「(5) 適用法令及び適用基準」につきましては、本事業の実施に当たって、関連する法令、条例等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても適宜適用することとしております。

4ページをお願いいたします。「(6) 屋内温水プールの利用条件」については、現在の予定としては、高浜小学校を平成31年度に、南中学校を平成33年度、高取小学校を平成35年度、港小学校を平成37年度に利用開始する予定で、

他の2小学校についても、既存プールの老朽化の状況により計画することとしております。高浜小学校の水泳指導利用想定といたしまして、「①利用人数想定」については、水泳指導の1回の利用人数を70名から140名とし、学年単位とするとしております。「②利用時間想定」については、バス移動を含む1回当たりの利用時間は2コマとし、2コマの授業を確保することとしております。なお、1コマを45分としております。

5ページをお願いいたします。「③利用時期・利用日数想定」については、1学年当たりの年間利用を、可能な限り夏季に5回とし、学校数が増加したときは協議することとしております。「④バスによる送迎」については、1学年の想定人数を同時に送迎することとし、「⑤水泳指導について」は、泳力別にコース編成し、1回当たり3名から4名以上のインストラクターを配置し、学校教諭と連携して指導を行うこととしております。

「(7) テニスコートの利用条件」の、「①南テニスコートに準じた利用の継続」として、事業者が実施するスポーツクラブ等の会員にならなくても利用ができることとし、スポーツ振興を目的に開催する大会会場としての利用ができること。テニス利用者が駐車場を利用できることとしております。「③付帯設備の利用」として、テニスコートの利用者は、トイレを無料で利用でき、ロッカーやシャワー等の利用ができるようにすることとしております。

6ページをお願いいたします。「(8) 事業者提案によるその他付帯施設」については、スポーツの拠点として市の跡地活用にふさわしい用途であることとし、また、市は、市内企業の活用や市民行事の支援、災害時の協力、三州瓦を利用するなど、地域貢献を期待しているとしております。「(10) 市が支払う水泳指導等の委託費と支払方法」の、「①市が支払う委託費」については、事業者の提案によることとし、児童生徒1人・1回(2コマ分)分の費用を提案することとしております。また、当該年度の1校当たり10人以下の児童生徒数の増減については、金額の変更は、行わないものとしております。「③改定」については、大きな社会的変化要因がない限り事業期間にわたって行わないことを想定しているが、必要に応じ、協議を行うこととしております。「(11) 事業者が支払う土地の借地料」については、敷地面積に当該年度の固定資産税課税標準

相当額の4%を乗じた額を最低とし、それ以上の提案を求めるとしております。

「4. 施設整備の要求水準」の「(1) 建築計画の要求水準」、「①施設全体」については、周辺環境に配慮し、利用者の利便性・快適性、安全性を考慮した施設計画とすることとしております。

7ページをお願いいたします。「②屋内温水プール」については、25mプール、6コース以上を確保することとしております。また、全レーンの水深の変更を可能とし、幼児用小プールの設置を期待することとしております。「③テニスコート」については、夜間照明付きの人工芝とし、隣接する4面のコートを確保することとしております。また、既存の施設を有効活用する場合においても、機能性、安全性に配慮した補修等を行うこととしております。「(2) 既存施設の杭の残置等」については、市は杭を残置して勤労青少年ホームを解体し、西側隣地境界の側溝より川側のアスファルトを残して撤去することとしております。

「5. 維持管理・運營業務要求水準」については、屋内温水プール、テニスコート、事故防止・発生時の対応等について記載しており、8ページの「(3) テニスコート」については、事業者が利用者から徴収する1面1時間当たりの利用料は、事業者の提案によることとしております。「6. 提案内容」について、事業者に提案を求める内容は、事業計画、施設計画、維持管理・運営計画としており、資料3を御参照いただければと思います。

11ページのほうをお願いいたします。「8. 事業者の募集に関する事項」の「(2) 応募手続きについて」、「①参加表明書の提出」については、受付期限を平成29年9月15日、金曜日までとし、市は応募者に対して参加資格を確認し、その結果を書面により10月2日、月曜日までに郵送することとしております。

「②事業提案書の提出」については、12ページに移っていただき、受付期限を10月10日、火曜日までとしております。中ほどの「9. 選定審査等」については、勤労青少年ホーム跡地活用事業事業者選定委員会において、資格審査、基本的条件の適合審査、提案内容の審査の3段階に分けて実施するものとし、次の13ページにフロー図が示されております。

戻っていただきまして、12ページでございますけれども、資格審査及び基本

的条件の適合審査は、書類審査とし、全ての要件を満たしていなければ失格といたしております。また、提案内容の審査は、書類審査及びヒアリングによる審査とし、評価点が最低評価点に満たない場合は、選定対象外としております。そして、選定委員会における選定結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、優先交渉権者と協議し、事業の進め方等に関する基本的な考え方、遵守事項等を定めた基本協定を締結するとしております。

13 ページをお願いいたします。「10. スケジュール」につきましては、7月以降の日程のほうを具体化しております。

15 ページをお願いいたします。「12. モニタリング」の「(1) モニタリングの基本的な考え方」については、事業の実施期間中、事業者が契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、募集要項等に従い実施しているか否かを確認するため、モニタリングを実施することとし、モニタリングの結果、事業者が提供するサービスが募集要項等を達成していないこと、提案した事項を適切に履行していないことが判明した場合、市は事業者に改善を求め、委託費の支払日までにモニタリングにおいて問題が顕在化した場合は、委託費の減額等を行うこととしております。

16 ページをお願いいたします。「13. 質問の受付」については、募集要項等に関する質問の受付期間を7月24日、月曜日から8月4日、金曜日までとし、回答については8月18日、金曜日までに、市公式ホームページで公表することとしております。

次に、資料3「様式集(案)」をお願いいたします。2ページをお願いいたします。一番上の「2 提出書類」の「(1) 参加表明書の提出時に必要な書類」は、募集要項13ページの資格審査に要する書類で、「(2) 事業提案書の提出時に必要な書類」は、基本的条件の適合審査及び提案内容の審査に要する書類でございます。

次に、資料4「審査基準書(案)」をお願いいたします。2ページをお願いいたします。「2. 基本的条件の適合審査基準」については、募集要項でお示した屋内温水プール、テニスコートに関する下記の5項目について、事業者から提出された資料で確認をいたします。「3. 提案内容の審査基準」については、

水泳指導、テニスコート、まちづくりへの寄与、コスト・事業の安定性の4つの項目について、135点満点で審査を行います。水泳指導につきましては、児童生徒の安全性・利便性・快適性の確保、水泳指導の運営内容について、配点は40点、全体割合は30%でございます。テニスコートにつきましては、テニス利用者の利便性の確保、テニスコートの運営内容について、配点は15点、割合は11%。まちづくりへの寄与につきましては、スポーツの拠点の形成、3ページのほうへ移っていただきまして、地域貢献について、配点は20点、割合は15%。コスト・事業の安定性につきましては、水泳指導の委託料、テニスコートの利用料、事業者が市に支払う地代、事業の安定性について、配点は60点、割合は44%となっております。また、「4. 最低評価点」は、満点135点の6割の81点としており、評価点が最低評価点に満たない場合は、選定対象外としております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

問（2） では、質問させていただきます。資料2の要項-6に「(10) 市が支払う水泳指導等の委託費と支払方法」というのがあって、「①市が支払う委託費」というのがあります。それは、業者さんからの見積りになると思いますけれども、生徒1人当たり1回分の費用で見積りしなさい、ということになります。このプロポーザルというか、こういった世界では、よくあることなんですか、ということをもっと質問させてください。そのあと、ちょっとまた続けて質問させてもらいたいですけれども。

答（総務部） プロポーザルについてということでございますけれども、今回の案件につきましては、事業者から提案を求める内容というものが、個々、具体的に特定ができておりません。どのような内容で提案をいただくべきか、アイデアも含めて提案をしていただく必要がございます。このように自由な提案を求める場合に、公募型プロポーザル方式というものは、適しているものと考えております。

問（2） ここは、ちょっと意見を交換する場という立場で、意見を言わせていただきたいと思いますが、もし私が、事業者側だったときに、どうやって費用を作るかという、当然、建物の費用だとか維持費だとか、バスの送

迎費だとかインストラクターの費用だとかを全部集めて、年間にかかる費用を出して、その中で学校からもらえる費用を幾らにするかということを決めて、トータルを出します。そのときにあとは、例えば1学年というレベルで言うと、70で割るか140で割るか、それで1人当たりを出すわけですがけれども、当然、出すときには70で出します。そうしないと、140で出して人数が少なかったら収入が減ってしまいますので、当然、1番最低限のところを出します。それで、注文が取れちゃったら、70人以上の、例えば100人生徒がいたら、その差額の30人分というのは、業者さんの丸儲けっていう言い方はおかしいですけども利益に上がります。ですから、1人当たり幾らっていうのはすごくわかりやすいんですけども、実際にはある単位、例えば、港小学校全体で何人だから、この小学校については年間幾らだとかいう、そういうほうのほうが、むしろその全体のコストって下がるんじゃないかという気がするんですけども、この私の意見についてどう思われますか。

答（副市長） 今回の提案につきましては、民間のスポーツジムを実施されると、当然プールというのは作られると。その中で、昼間のあいた時間、そんなに利用者がいない時間帯があるはずなので、そのときに、小学校の水泳指導をしていただけないかということなので、全体の利益の話は、それはトータル的にはあるとは思いますが、民間のジムを経営して、なおかつ小学校のほうの水泳指導がプラスになる、そんな感覚で御提案をいただければというふうには思っております。

問（2） 最後にもう一つ。事前に、そういった業者さんとの打ち合わせなり何らかはされたかもしれませんけれども、されていないかもしませんが、いわゆるその児童1人当たり1回幾らということを出しなさいということに対して、業者さんから特に、いや、ちょっと待ってよとか、わかりましたとかって、何かそういったことはありましたかね。あるいは今のところ、一方通行のあれですかね、基本的にこれで出しなさいと。

答（行政） 事前のサウンディング調査、これ昨年度に実施しておるんですけども、その段階では特に異論というか、そういったことはお聞きしていないということは聞いています。



問（２） その事前に話を伺ったときに、業者さん側からは、このプロポーザルに対して、特に問題がないですよと、こういうことがあったということでもよろしいですか。

答（行政） こういった跡地活用事業に対して、その可能性として手を挙げることができるかどうか、そういったことの調査をしているということで、お願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

問（10） 資料２の６ページになりますか、８番目の「その他付帯施設〔事業者提案によるもの〕」ですけれども、この中に「地域貢献を期待している」という文言がございます。資料４の「審査基準」の３のところ「まちづくりへの寄与」ここで「まちづくり」というのが出てくるんですけれども、温水プールだとかテニスコート以外に、市民の健康増進に寄与するスポーツ機能のサービスを提供している。スポーツ機能のサービスを提供しているというところがあれですけれども、これ、言葉尻を捉えてだけの質問だとまずいのかなと思いますけれども、市民の健康増進に寄与するという部分と、それから次のページのところに地域貢献で、これは資料２の先ほど言いましたところと同じ文言で、地域貢献を考慮した提案となるというのか、そんなような文言がございますけれども、どんな内容のことを期待をされて、事業者提案をしてほしいなというようなことなのか、お聞きをいたします。

答（文化スポーツ） いま、御質問のありました、審査基準のところではいきますと、２ページの「３．まちづくりへの寄与」というところで「市民の健康増進に寄与するスポーツ機能のサービスを提供している」ということでもございますけれども、ここもですね、事業者さんの様々なアイデアを求めていくということがありますので、どんな提案が出てくるか自由な発想に委ねていきたいというふうに思っておりますけれども、ここで申し上げたいのは、温水プールだとかテニスコートといっても、ハードの機能を備えるだけではなく、例えば教室のようなソフト事業を展開されるですとか、そういったことが、考えられるのではないかなと。それ以外にも、もしかするとハード的なものもあるかもしれないけれども、そういったところも事業者の創意工夫のところを求めた

いと考えております。

それから、次のページの「地域貢献」というところで、一つ例として「市内企業の活用、市民行事の支援、災害時の協力、三州瓦を建物に使用するなど」ということで、少し具体例のほうも挙げさせていただいておりますけれども、事業者も一市民である、法人市民であるという感覚に立っていただいて、創意工夫ある提案を求めたいというふうに考えております。

問（10） 内容はわかりましたけれども、5ページのところに「③付帯設備の利用」のところで、「テニスコートの利用者は、トイレを無料で利用でき」という文言がございます。勤労青少年ホーム跡地活用事業のところは、その文化スポーツグループのところの事業だと思うんですけども、健康増進という部分ですと、介護だとか福祉だとか、いろんなところの事業と繋がっていくと思うんですけども、今の答弁ですと、あくまでも敷地の中のテニスコートとプールという部分の内容なのかなと。敷地全体の部分と隣接する稗田川の「川のみち」との連携した事業形態に繋げようという考えはあるのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

答（文化スポーツ） そのあたりも事業者さんが高浜のまちづくりとして、そういった「川のみち」だとか、健康づくりの活動だとかいろいろやっているということを承知してみえれば、そういった提案も出てくるのかなということで、市からこれをやりなさいという、そういう要求ではございませんけれども、そういった市の取り組みのところも汲み取っていただきながら、創意ある工夫の提案を求めていけたらと思っております。

意（10） 確かに、市のほうから業者さんへそこまでの内容を求めて、募集するのはなかなか難しいのかなという気もしないわけじゃないんですけども、それぞれの事業が、高浜市の全体の事業と連携して繋げていくような形にしないと、無駄な金というのか、せつかくそこで使う金が、こちらで、ロハという言い方もおかしいんですけども、上手く使えば、事業としてはいい方向に繋がっていくのかなと、そんなふうに思っております。ぜひとも、そういう部分の内容が、業者さんと詰めていく中でできていくことを期待をし、また、お願いもしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

答（副市長） 今の御提言の件であります、「川のみち」をウォーキングをされる方というのは、当然、健康志向が高い方だというように思います。委員の御提言は、歩いてみえる方のトイレ休憩としても使うことができないかということでもありますので、そこで施設を開放することによって、そのスポーツジムの内容も知るようになって、会員の増加に繋がることもありますので、これは、今の時点で条件として挙げることは難しいですが、仮に業者が決まったときに、私のほうからお願いはしてまいりたいというふうに思います。

意（10） ぜひとも、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

問（8） 2、3、教えていただきたいんですけども。これ、要項という形でこれ、きれいな形になっていると問題が見えないというか、はっきり言うと、ここで探せというのは、ほとんど不可能だと思います。そういう面で言うと、今回、プールの授業を委託するつもりでやられているっていう中で、どういうところを検討、調査されて、高浜にとってどういう課題があったのかっていうところが、そこが作られた契約の条項、それに対して、高浜としてアレンジすべきところが、どういうところだったっていうのがわかれば教えていただきたいんですけども。

答（学校経営） 私どもの、この水泳指導の委託に関しまして、まずは先行で実施されております千葉県佐倉市にいろいろと情報を確認しまして、我々がやろうとしている実施内容と、非常に似ているということで、それを参考にさせていただいたことは事実でございます。あと当然、佐倉市とは違う点が、6月の一般質問でもお答えさせていただいたんですが、佐倉市は2学年単位でやる。うちは、1学年単位でやりたいという想定をしているんですが、そういった違いの点なども踏まえまして、要項に盛り込ませていただいているところでございます。特に、こういう工夫をしたというところまでは、正直ございません。以上です。

問（8） そういうところが見えるような形にしてほしいんですけども。要は、何を検討してきたというプロセスが、全然わかりませんよね、形でまとまっちゃうと。あとになって、これこれこういうことがありましたという報告

されても、こちらも、その課題というかね、どういうことを検討してこういう形でまとまったというようなどころが見えないと、なかなか、どういう形のものというのが判断しづらいというか、そういうところが出てくるんで。佐倉市で調査されたのであれば、そことの違いがあって高浜に持ってきたときに、こういうことを検討して、そこは解決しておかないと、新たな問題になるというところが見えるようにしていただきたいなっていうのが一点。

で、もう一つ伺いたいんですけれども、支払方法のところ、1年に一括払いということが書かれていますけれども、対象がよくわからないですけれども。私も製造メーカーにいますので、資本金1億円以下のところだと、公正取引委員会で毎月支払いということを義務づけられておりますけれども、この業界では引っかけられないということなんですか。そういうところは、問題ないという理解でいいんですよね。あとになってこう、いろいろ形態が変わるって言われても、こちらも困るんですけれども。そういうところも、ちゃんと調査されてやられているという理解でいいんですか。

答（学校経営） これまで、こちらの勤労青少年ホームの跡地活用の事業に関する委託業務の中で、当然コンサル業者も踏まえまして、そのあたりのリーガルのチェックも行っていただきながら、やっているというふうに認識しておりますので、問題ないというふうに考えております。

問（8） ということは、逆に言うと、そのコンサル会社が責任を負っているというふうに考えればいいんですか。そこで問題ないというふうに今考えているということは、僕らはそれを信じて賛成するわけですよね。そういう理解でよろしいんですか。

答（総務部） ただいま、学校経営グループリーダーが申しあげましたのは、市の委託業務については精算払い、実績払いを基本といたしております。従いまして年度末でありますとか、半期に一度という支払い方をしております。これは、市と事業者との契約に基づくものでありますので、相手方がこの契約条件で良いということであれば合意に至るものであります。

ただ、インストラクターでありますとか、そういった人件費の部分もありますので、今回、このプロポーザルでは、事業者を選定いたしますけれども、具

体的な金額その他については、今後の協議の中で変更する場合もありうるのではないかと考えております。

また、これについて議決をする、判断をするということでもありますけれども、このプロポーザルについては市において公表いたしますので、事前の御報告をさせていただいているということでもあります。具体的な議決につきましては、予算その他のところで御議決をいただくものと考えております。

問（８） 最後に一点。これ、民間に委託するということは、当然、民間の事業者が、事業として採算が合わなくなって、民事再生、そういう可能性だっけなきにしもあらずです。そのときに、学校の授業がなくなるということになるんですけれども。そういうリスクに対する考え方は、どこまで詰められているかということをお伺いいたいたいですけれども。

答（総務部） 30年間、この事業をいかに継続すべきかということは、大切な問題でございます。そうしたことから、募集要項、その他の条件について、弁護士によるリーガルチェックもお願いをしているところでございます。経営状況、その他につきましても、審査基準の中でしっかりと確認をしていくことを予定いたしております。

問（８） ということは、逆に言うと、その事業者の経営状況を確認しながら予期せぬことが起こると、その前に手を打っていただけるという理解でよろしいんですね。

答（副市長） 私ども進めていく中で、財務諸表等々いろいろ提出をいただきまして、最もそういう可能性が少ない確実な業者のところをお願いをしていくという大前提はございますが、委員御指摘のとおり、民間の施設等でありますので、考えられないようなことも、発生することもあるということでもあります。そこで、私どもまず最初にやらなければいけないことは、子供たちの水泳授業がそこで止まることは避ける、ということになると思います。これについては、もう少し近隣を広げると、やはりプールというのがありますので、そういったところで代替策を考えながら、その施設が残ってしまいます。これ、その業者が、その施設をどう処分していくのかってということもありますが、そういうことも含めて、対応していくことになるんだらうと思います。

委員長 ほかに。

意（２） 私は、所属している会社で、下請法の担当もしばらくやっていたので、少しだけ意見を述べさせていただきます。下請法というのは、中小企業庁が管轄で、下請法という法律の下で規定されています。仕事が終わったら、50 日以内にお金を払うというのがルールです。これは当事者間が、「もっと先でもいいよ。」というふうに契約があっても、それは一切、その契約は認められません。ですから今、契約がこうなっているからということは、それは該当しませんので、もう一度しっかりとそここのところは御確認いただいた上で、問題ないということはちょっと、確認していただきたいと思います。もし、その下請法違反ということが発覚した場合には、年利 14.5%だったと思いますけれども、それについて、掛ける日割りでもって追加のお金を払わなきゃいけないということがここで、法律で決まっていますので、もう一度そここのところだけ、問題ないかどうかだけ、きちんと御確認いただいたほうがいいと思います。以上です。

答（総務部） 水泳授業の委託が、元請と下請の関係にあるのかどうかといったところから検討する必要があるがございます。委員が御指摘のようなことであれば、法令に適合をするよう今後、検討してまいります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、勤労青少年ホーム跡地活用事業 募集要項案等について、質疑を終了いたします。

## 2 協議事項

委員長 初めに、私のほうから一点、お願いいたします。7月20日付けで黒川委員より委員長宛てに、高浜市役所整備事業変更契約（アスベスト撤去）に関する協議内容について、公共施設あり方検討特別委員会の協議事項にしたいと

の依頼がございました。初めに黒川委員より、依頼の趣旨について御説明をいただきたいと思います。

説（6） 今、委員長のほうから説明していただきましたように、前回の特別委員会で、その他のところで、高浜市役所の本庁舎の整備事業の変更について質問させていただきましたら、協議事項で上げて行うようにという、そういう話でしたので、今回、上げさせていただきました。私が、なぜこういったことをお願いしたかと言いますと、いわゆる 5,200 万円のアスベストの撤去の工事費用をお願いするわけですけれども、実際に、これは補正予算で確かに私も賛成しておりますけれども、5,200 万円と決定された経緯が、私はしっかり説明をしていただいている。ですから、そういったことは、きちっとこういった特別委員会やなんかでも説明をする必要があるんじゃないかということで前回もお願いをしたわけですけれども、ぜひ、どういう経過でこの 5,200 万円の金額が決定されたのか、その辺のところをお聞かせをいただきたいということでございます。

委員長 ただいまの説明に対して質疑、御意見等があれば。

意（10） ただいま、黒川議員のほうから協議内容に関する話がございましたけれども、誰に対して何を聞きたいかということですのでけれども、その 5,200 万円のアスベスト撤去に至る云々ということ、行政に確認したいというようなことだろうと思います。

しかし、この変更契約自体は既に議決済みで、執行されている案件と理解しておりますけれども、この委員会で取り上げる意味というのが、ちょっとよく理解ができません。執行済みの件に関しての質疑は、決算委員会もしくは決算議案に対する総括質疑、あるいは、何でも質問できる一般質問で可能であるというふうに考えております。

この委員会の協議事項で、我々がこのテーマで何を協議するのか。あるいは、誰が何を協議するのかということも、理解の範疇に私としてはありません。この委員会、この公共施設あり方検討特別委員会は、もともと議会として、真に必要なとされる公共施設の再生を目指すという目的があります。それを付託されたときではなく、議決後、執行している現段階で、テーマとして遡って議論す

る場ではないというふうに考えております。当局からの答弁を含めて、十分な情報はなかったとか、委員会内の議論が十分でなかったとかいうことであれば、当時その議案を議決していないのではないのか、そんなふうに思います。よって、一般質問か決算議会での質疑にすべきだろうというふうに私は考えます。以上です。

委員長 ほかに。

意（５） 今、黒川委員から 5,200 万円に決定した経緯を知りたい、ということであるので、この委員会で、市民の皆さんによりオープンな説明を丁寧にするということであると思うので、私はこの場で説明していただいても問題はないのかなと考えます。

委員長 ほかに。

意（３） 今、10 番委員からもお話があったとおりだと、僕はちょっと思っております。今、5 番、6 番委員から、市民にしっかりわかるようにというお話であれば、普通に一般質問でも決算議会でもいいと思いますので、私は 10 番委員がおっしゃられたことに賛成です。

委員長 ほかに。

意（12） 私もこの説明が不十分であったと、されていなかったというお話でしたので、先に延ばすよりも、そう感じた時点で説明していくほうがベストだと思います。ですから、ここでやったほうが良いと思います。

委員長 ほかに。

問（３） 逆にお伺いしたいんですけども、議決済みのものをまた委員会で再度話をすることとは、ほかのものもという話になってくると思うんですが。

答（６） ちょっと、皆さんが言ってみえることがよくわからないんですけども、議決済みとあって、確かに最初、私、言いましたけれども、補正予算では 5,200 万円の補正予算を議決をした、これは事実でございます。私も、それには賛成しております。ただ、その 5,200 万円を契約するのに、私どものほうに、どういうあれで契約したという、そういう説明は、私は受けておりません。皆さん方は受けてみえるわけでしょうか。



意（10） よく理解できんけれども、必要だという理解で賛成していただいたと思うんですね。よく理解はしてないけれども、必要だということで理解してもらったんだったら、私は必要だということを説明していただければいいんだろうと、そう思いますけれども。それじゃあ説明ができない人もおみえになるということなんでしょうかね。

意（6） あのと きにも私、申し上げましたけれども、私のところへ「なんで、お前、5,200 万円でこの業者が契約したというのを了承したんだ」と。私は、5,200 万円、予算を可決したというのは、アスベストの撤去はやらなければいけない、これは、当たり前の話です。ですから 5,200 万円、業者の見積もりで私は了として、補正予算は可決しました。ただ、それを本当に 5,200 万円でやったかというのは、そのあと市のほうがいろいろと協議をして、なんで 5,200 万円にしたか。これは、総務部長も、僕、聞いているのでわかっていただいていると思いますけれども。実際に建物の取り壊しで足場が計上されておるわけですね。それについて、その平米数に対してどれだけの平米数が組んであるかということと言ったら、そのことはわかりませんと、そういう答弁でした。総務部長、間違いはないですね。

委員長 黒川委員、今のそのやりとりというのは、どこの場の話なんですか。それをここの場でただして意味がありませんので、答弁はする必要はありません。

意（6） 協議事項で、いわゆる執行部のほうが全然関係ないという、そういう話じゃないんじゃないですか。結果、実際に今みたいなこういう問題が起きているというのは、私どものほうも当然そうなんですけれども、市民の方に対して、どういう形で今みたいな形になっているということの、その説明が不足しているので、今みたいな住民投票がやられたり、それから、今回やなんかでも補正予算が、また地下水が出てきたとか、いろんな問題で、とにかく、このかなりの金額がどんどん出てきておるわけじゃないですか。そういったことをこの特別委員会で議論することは、おかしいとかそういう話というのは、何でもともこの特別委員会をつくったかという、そういうあれは、もともとの趣旨があるわけですね。それからいったら、こういうところで議論をして、それ

をやっぱり市民に広く示していく。そういったことは必要だと思いますので、僕はこれを出したわけです。

委員長 このこの委員会のこの協議事項というものをに入れてある理由というのは何かというと、これは、当局のほうにさまざまな質問を出したりですとか、あるいは、それに対して答弁をもらったりとかする場としてつくってあるわけじゃないんですよ。

これは、公共施設のあり方検討特別委員会として、何らかの協議をしなきゃいけないとき。要は、議員間の議論をしなきゃいけないことがあった場合のためにつくってあるというふうに、私は認識をしております。

ですから、今、黒川委員が言われることに関して、それをたださなきゃいけないのであれば、一般質問でも決算委員会でも、やればいいんじゃないですか。この場で、この場が適正か適正じゃないかという話をされていると思いますよ、先ほどから意見を言われている方は。結局、議員がですね、そういう調査をするだとか、意見を言うだとか、それから、当局のほうからさまざまな答えをいただくとかっていうことを、やめなさいという話をしているわけじゃないんですよ。この委員会の、この協議事項の中でそれをやるっていうことは、意味が違うんじゃないですか、という意見を言われていると私は思いますけれども。

やる場所も、今回の場合だと決算議会でも当然やれるわけですし、9月に一般質問でやられても別にいいと思いますし、という意味だと思いますけれども。意（6） 委員長が言われることも僕、わからないではないんですけども、実際にそういった疑問点があるんだったら、そういったのは、もう議決が終わっているからとか、あと、この場でやるどころじゃないだとか、そういうことやなんかというのは、実際の私どものほうの、議員さんを含めて当局のほうもそうなんですけれども、そういったことをきちんと、市民に対して説明する気持ちがあるかという問題なんです。その辺のところは、それじゃあどうなんですか、皆さん。

意（3） 別に、説明しないという話をしているわけじゃないですけども。一般質問でも、ただ、だから話をする場が違うというだけであって。市民から出てきた話に、別に一般質問であろうが、そういったところであれば答えてく

れるっていうんであれば、そっちで聞けばいいじゃないですか。別に市民に説明しないよとっている話じゃないじゃないですか。今の質問自体おかしいと思いますよ、聞いていて。

意（６） もともとね、特別委員会を最初につくって、最初は病院やなんかも特別委員会で取り扱ったのですよね。それを特別委員会で、あれを公共施設じゃないから外すと、そういったようなことを最大会派のほうで提案をされて、現実、それを外してきました。だけれども、やっぱり僕は、公共施設のあり方だとか、そういったものについては、やっぱり広く皆さん方に意見を聞いて、それをやっぱり皆さん方に知らせると、それは必要じゃないんですか。

委員長 議論がかみ合っていないというか、基本的に私が先回、協議事項に上げてくださって言った理由は何かというのと、これを協議事項で取り上げるかどうかを議員間で話し合うために上げてくださという話をして、上げてもらったわけです。先ほども取り上げてほしいということで、黒川委員のほうから説明もございました。ここで採決をとって、協議事項として取り上げるかどうかを諮りたいと思いますけれども、御異議ございますでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、黒川委員のほうから提出されております「高浜市役所整備事業変更契約（アスベスト撤去）に関する協議内容について」を協議事項として取り上げることに対して、賛成の委員の起立を求めます。

賛 成 者 起 立

委員長 起立少数であります。よって、この案は、協議事項としては取り上げないことにさせていただきます。

ただし、言われることは、言ってみえることはわかりますので、ただ、この場がその場かどうかという御判断をしてくださいということで、今、皆さんが採決されたという御理解をしていただきたいと思います。ですから、聞ける場

所では、聞いていただければ結構かなということを思いますので、そのことだけ、お伝えを申し上げておきます。

それでは、その他、協議事項、ございますでしょうか。

意見なし

委員長 ございませぬね。

### 3 審査事項

委員長 本日、審査事項はございません。

### 4 その他

委員長 皆さんのほうで、何かあればお願いいたします。

意見なし

委員長 なければ。

市長挨拶

委員長 以上をもって、公共施設あり方検討特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 58 分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長